

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月3日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

佐賀県人事委員会規則第21号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年佐賀県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 県職員給与条例第16条の3第3項第1号及び学校職員給与条例第18条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第12号）別表第1に掲げる職にある職員（以下「管理職員」という。）次に掲げる当該管理職員の職に係る同表の区分の欄の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア～オ 略</p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 県職員給与条例第16条の3第3項第1号及び学校職員給与条例第18条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>次号に掲げる職員以外の佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第12号）別表第1に掲げる職にある職員（以下「管理職員」という。）次に掲げる当該管理職員の職に係る同表の区分の欄の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>ア～オ 略</p> <p>(2) <u>定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。次条において同じ。）である管理職員</u> 次に掲げる当該管理職員の職に係る同表の区分の欄の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p><u>ア 1種 11,000円</u></p> <p><u>イ 2種 9,000円</u></p> <p><u>ウ 3種 7,000円</u></p> <p><u>エ 4種及び5種 5,000円</u></p> <p><u>オ 6種 3,000円</u></p>

改正前	改正後
<p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>第3条 県職員給与条例第16条の3第3項第2号及び学校職員給与条例第18条の2第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる<u>当該管理職員の職に係る佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則別表第1の区分の欄</u>の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 1種 6,000円</p> <p>(2) 2種 5,000円</p> <p>(3) 3種 4,000円</p> <p>(4) 4種及び5種 3,000円</p> <p>(5) 6種 2,000円</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p>	<p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>第3条 県職員給与条例第16条の3第3項第2号及び学校職員給与条例第18条の2第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる<u>職員</u>の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>次号に掲げる職員以外の管理職員 次に掲げる当該管理職員の職に係る佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則別表第1の区分の欄の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>ア 1種 6,000円</p> <p>イ 2種 5,000円</p> <p>ウ 3種 4,000円</p> <p>エ 4種及び5種 3,000円</p> <p>オ 6種 2,000円</p> <p>(2) <u>定年前再任用短時間勤務職員である管理職員 次に掲げる当該管理職員の職に係る同表の区分の欄の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>ア 1種 5,500円</p> <p>イ 2種 4,500円</p> <p>ウ 3種 3,500円</p> <p>エ 4種及び5種 2,500円</p> <p>オ 6種 1,500円</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p>

改正前	改正後
略	<p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 略</u></p> <p><u>(県職員給与条例附則第9項又は学校職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)</u></p> <p><u>2 県職員給与条例附則第9項又は学校職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項及び第3条第1項の規定の適用については、当分の間、第2条第1項第1号及び第3条第1項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則第2条第1項及び第3条第1項の規定を適用する。